

# はくさんE C Oマネジメントプラン

地球温暖化対策の推進に関する法律第21条に規定する  
第2次白山市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）

第2版

平成28年10月

石川県白山市

## 目 次

<b>第 1 章</b>	<b>総則</b>	1
1	目的	1
2	経緯	1
3	運用管理	2
<b>第 2 章</b>	<b>適用範囲</b>	2
<b>第 3 章</b>	<b>用語の定義</b>	2
<b>第 4 章</b>	<b>目標</b>	3
1	目標	3
2	計画年度	3
<b>第 5 章</b>	<b>改訂履歴</b>	3

# 第1章 総則

## 1 目的

はくさんECOマネジメントプラン（以下「ECOプラン」という。）は、白山市（以下「本市」という。）及び職員が、本市の事務・事業に関し環境への負荷を削減し、地球温暖化対策を率先して実行することで、持続可能な社会をつくることを目的とする。

## 2 経緯

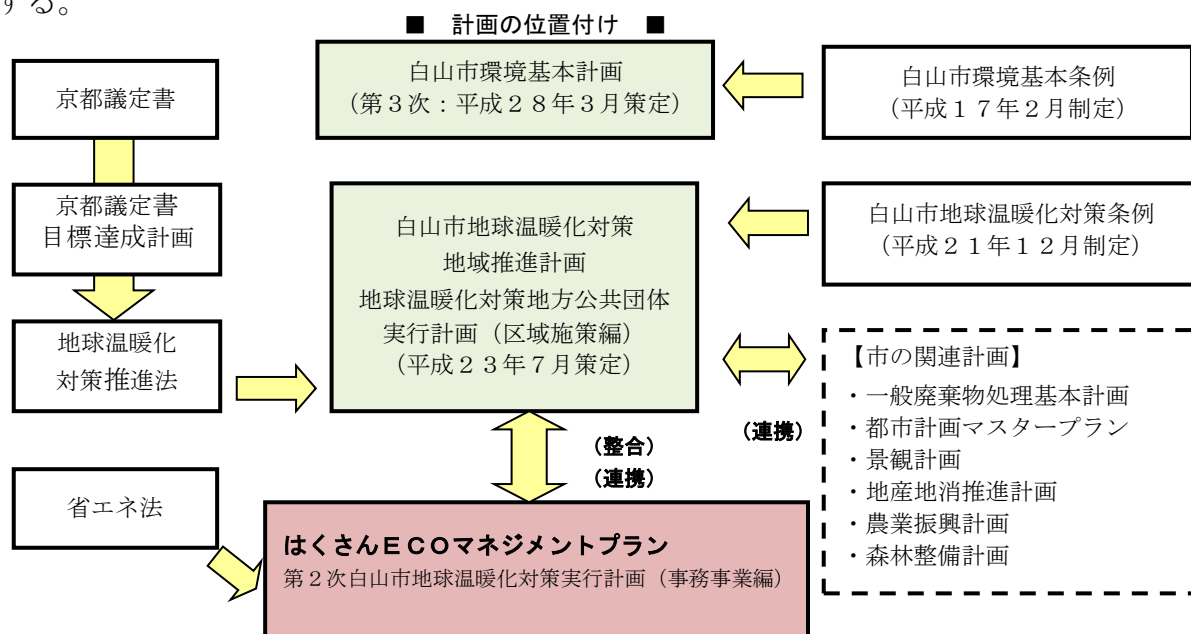
白山市環境基本計画及び地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「地球温暖化対策推進法」という。）に基づき、市の事務・事業における温室効果ガスの排出量の削減等に関する白山市地球温暖化防止職員率先行動計画（以下「率先行動計画」という。）を平成21年3月に策定した。

また、エネルギーの使用合理化に関する法律（以下「省エネ法」という。）に基づき、白山市がエネルギー使用量の年間1%以上の削減努力が義務付けられた特定事業者の指定を平成22年9月に受けた。

さらに、地球温暖化対策推進法に基づく、市全域での温室効果ガスの排出抑制等のための総合的かつ計画的な施策として白山市地球温暖化対策地域推進計画（以下「推進計画」という。）を平成23年7月に策定した。

市の事務・事業を取り巻く社会情勢も大きく変化していることから、国際規格ISO14001の認証取得中に得られたノウハウを活用し、資源循環型社会、低炭素社会及び自然共生社会を実現させ、持続可能な社会づくりに向けて取組む本市独自の環境マネジメントシステムとして、「はくさんECOマネジメントプラン - 第1次白山市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を策定し、平成23年度から平成27年度まで取組んできた。

今般、このECOプランを改訂し、地球温暖化の防止、環境の保全対策をより一層推進する。



### 3 運用管理

ＥＣＯプランの運用管理は、次のとおりとする。

- (1) ＥＣＯプラン及びはくさんＥＣＯマネジメントプラン運用マニュアル（以下「マニュアル」という。）は、環境管理事務局が作成し、環境管理総括者が決定する。
- (2) ＥＣＯプランは、マニュアルに基づいて、運用管理する。
- (3) ＥＣＯプランの見直しは、必要が生じた時、その都度行う。

## 第2章 適用範囲

ＥＣＯプランは、白山市役所庁舎及びその他すべての施設（市長部局、教育委員会、上下水道部局による所管施設）を対象とする。

（省エネ法に伴うエネルギー管理の報告を行っている全施設対象）

## 第3章 用語の定義

ＥＣＯプランで使用する用語の定義は、次による。

### (1) 環境方針

市長によって正式に表明された、環境に関する本市の全体的な意図及び方向付けをいう。

### (2) 継続的改善

本市の環境方針と整合して、全体的な環境に対する状況の改善を達成するためのＥＣＯプランを向上させる繰り返しのプロセスをいう。

### (3) 環境目的

本市が達成を目指して、環境方針と整合する全般的な環境の到達点をいう。

### (4) 環境目標

環境目的から導かれ、その目的を達成するために目的に合わせて設定される要求事項で、本市又はその一部に適用されるものをいう。

### (5) 省エネ法

エネルギーの使用の合理化等に関する法律

## 第4章 目標

### 1 目標

本市は行政として、また市内最大規模の二酸化炭素の排出事業者として、白山市地球温暖化対策条例に基づき二酸化炭素の排出量削減に率先して取り組むことを目標とする。

削減対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策推進法で定められた7種類の温室効果ガス(※)のうち、主な排出原因の二酸化炭素(エネルギー起源)を対象とする。

また、低炭素な日常生活用製品の利用促進に努めるものとする。

#### 目標

市の事務及び施設管理においては、平成27年度を基準とし、5年間で5%の二酸化炭素の排出量削減に努めます。

市の施策事業においては、低炭素な日常生活用製品の利用を促進し、市民・事業者との協働により二酸化炭素の排出量削減に努めます。

本市が行う施策事業の中での環境(地球温暖化対策)への配慮には、数値化が難しいものもあるが、エネルギー使用量など数値化できるものは数値化し、施策などは、実施状況の公表により、取組状況を把握する。

(※) 二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六フッ化水素、三フッ化窒素

### 2 計画年度

2016(平成28)年度～2020(平成32)年度の5年間とする。

ただし、白山市環境基本計画、地域推進計画及び省エネ法の改正等があった場合、必要に応じ、見直すものとする。

## 第5章 改訂履歴

改版	内容	策定(改訂)日
1	策定	平成23年10月25日
2	改訂	平成28年10月24日

# はくさんE C Oマネジメントプラン

地球温暖化対策の推進に関する法律第21条に規定する  
第2次白山市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）

運用マニュアル

平成28年10月

石川県白山市

## 目 次

<b>1</b>	<b>環境方針</b> .....	<b>1</b>
<b>2</b>	<b>計画（P・・・Plan）</b> .....	<b>3</b>
	2-1 環境目的・目標 .....	3
<b>3</b>	<b>実行及び運用（D・・・Do）</b> .....	<b>3</b>
	3-1 役割・責任 .....	3
	3-2 教育研修 .....	4
	3-3 環境推進員（職員）の具体的取組 .....	4
	3-4 E C Oプランに係る決裁文書の保存期間 .....	7
<b>4</b>	<b>点検（C・・・Check）</b> .....	<b>7</b>
<b>5</b>	<b>E C Oプランの見直し（A・・・Action）</b> .....	<b>8</b>
<b>6</b>	<b>改訂履歴</b> .....	<b>8</b>

## 1 環境方針

環境管理総括者は、環境に対する取り組みの根本として環境方針を定め、維持する。

### (1) 環境方針の見直し

環境管理総括者は、環境方針の見直しが必要と判断した場合、環境管理責任者に環境方針の立案を指示する。

環境方針の見直しには、次の事項を検討・考慮のうえ、立案する。

- ①市の全体方針
- ②環境目的・目標
- ③外部組織及び周囲の状況

### (2) 環境方針の見直し時期

- ①E C Oプランの見直しのとき。
- ②事務・事業に大きな変更があったとき。
- ③その他、必要が生じたとき。

### (3) 環境方針の周知、外部への公開方法

- ①事務室等に掲示する。
- ②教育研修を実施する。
- ③広報はくさん、ホームページに掲載する。



## 環境方針

### 1 基本理念

白山市は、その名の由来ともなりました雄大で美しい霊峰白山をはじめ、清流手取川、白砂青松が映える日本海などに象徴される豊かな自然環境に恵まれ、これまであまたの恩恵を享受して参りました。

しかし、今日の経済社会は、大量生産、大量消費、大量廃棄型の生活様式や事業活動などにより、環境への負荷が増大し、その影響は地球全体にまで及んでいます。

このため、本市では、地球温暖化をはじめとする環境問題を最重要課題の一つとして位置づけ、本市の有する恵まれた自然環境や歴史的遺産を守り育て、次世代に引き継いでいけるよう、市民や事業者と連携・協力を推し進めながら、環境にやさしいまちづくりを推進します。

### 2 基本方針

白山市独自の環境マネジメントシステムとして「はくさんE C Oマネジメントプラン」を構築し、P D C Aサイクルによる進行管理により、温室効果ガスである二酸化炭素の排出量削減目標の達成に向けて、下記の取組を進めます。

- (1) 白山市環境基本計画に基づき、循環、低炭素、自然共生を基調としたまちづくりを推進します。
- (2) 省エネルギー、省資源、廃棄物の減量・再資源化を行い、循環型社会の構築に努めます。
- (3) 環境法令等を順守し、環境の保全に取り組みます。
- (4) 環境方針を全職員が認識し、環境保全に関する意識の向上を図るため、教育・訓練を実施し、この方針を周知します。
- (5) 環境方針及びはくさんE C Oマネジメントプランに係る活動結果を広く市内外に公表します。

平成26年12月

石川県白山市長 山田 憲昭

## 2 計画（P・・・Plan）

### 2-1 環境目的・目標

本市は、関係する部門において、環境方針と整合した環境目的・目標を設定のうえ、計画的に取り組むものとする。

#### （1）環境目的・目標の設定

環境推進員は、『環境目的・目標』を作成し、環境管理事務局に報告する。

#### （2）環境目的・目標の見直し時期

- ①E C Oプランの見直しのとき。
- ②その他、必要が生じたとき。

## 3 実行及び運用（D・・・Do）

### 3-1 役割・責任

本市は、E C Oプランを推進するための組織を整備し、定められた役割と責任のもとで運用する。

#### （1）E C Oプランを維持するための組織の構成

『環境組織図』（→P 9）のとおりとする。

#### （2）環境組織の構成員それぞれの主な役割と責任

##### ①環境管理総括者 … 市長

- （ア）E C Oプランを決定する。
- （イ）マニュアルを確立する。
- （ウ）『環境方針』を定める。
- （エ）E C Oプランの見直しを行う。

##### ②環境管理責任者 … 副市長・教育長

環境管理総括者から委譲された範囲のE C Oプラン全てに関して、確立・実施・維持の責任を有する。

##### ③環境管理委員会…部長等

環境管理責任者の命を受け、必要に応じて関係部長等で構成され、E C Oプランの確立・実施・維持及び管理に関し、必要な業務を行う。

#### ④環境推進員 … 各課職員

- (ア) 作成された『環境目的・目標』を課内で協議し、その結果を環境管理事務局に報告する。
- (イ) 『エネルギー使用量集計表』を、環境管理事務局に提出する。
- (ウ) その他、E C Oプランの確立・実施・維持及び管理に関し、必要な業務を行う。

#### ⑤環境管理事務局 … 環境課内

- (ア) E C Oプラン及びマニュアルを作成し、環境管理責任者に提案する。
- (イ) 『環境目的・目標』を集計し、環境管理責任者に報告する。
- (ウ) 教育研修を実施した後、『教育研修実施報告書』を作成する。
- (エ) 『エネルギー使用量集計表』を取りまとめ、省エネ法対象分は中部経済産業局E C Oプラン対象分は環境管理責任者に報告する。
- (オ) その他、環境管理責任者の命を受け、E C Oプランの確立、実施、維持及び管理に関し、必要な業務を行う。

### 3-2 教育研修

本市は、環境に関する能力及び自覚の維持・向上を図るため、教育研修を実施する。なお、教育研修は、必要に応じ、外部に委託することができる。また、この研修は、全職員を対象とし、職員等の自覚の維持・向上を図ることを目的とする。

### 3-3 環境推進員（職員）の具体的取組

事務事業で環境へ配慮した環境推進員（職員）の取組むべき事項一覧
---------------------------------

#### (1) 電気の使用

##### ①照明機器の消灯の徹底・配慮

- ・始業5分前までの消灯、昼休みの消灯を行う。
- ・未使用部屋の消灯を徹底する。
- ・トイレ、廊下、階段などで自然光のある場所では、できる限り消灯する。  
(間引き消灯に努める。)
- ・照明器具の更新時には、L E D蛍光灯など省エネ型のものに取り替える。
- ・屋外ライトアップ時間の短縮、間引き点灯を行う。
- ・照明器具の定期的な清掃を行う。
- ・屋外照明の照射方向、時間帯等の適正化を図る。
- ・必要に応じて蛍光灯本数を削減する。

##### ②事務機器の節電の徹底・配慮

- ・O A機器の未使用时间帯の節電を徹底する。
- ・昼休み時間帯、退席時の節電を徹底する。
- ・O A機器の節電・待機モードへの切り替えを徹底する。

- ・コピー機の機能を確認の上、ミスコピーの削減を図る。
- ・OA機器は、省エネタイプを購入する。
- ・コピー機の台数を削減する。

### ③空調機器の省エネ使用

- ・室内温度を確認し、空調設備の使用を控える。
- ・空調設備の設定温度を控えめにする。  
(設定温度を冷房時28℃、暖房時20℃)
- ・ブラインド、カーテンの利用、工夫、調整に心掛ける。(開口部断熱)
- ・窓、出入り口の開放を行わない。(開口部断熱)
- ・空調機器の吹き出し口付近の開放を点検する。
- ・空調設備のこまめな保守点検を行う。

### ④エレベーターの使用抑制

- ・上下2階の移動は、階段の使用を徹底する。
- ・3階以上でも階段の使用を推進する。

### ⑤省エネルギー活用に向けた取組

- ・太陽光、風力等の新エネルギーの活用を努める。(太陽光発電の導入)
- ・敷地の外灯に太陽光、風力発電の利用を努める。
- ・公共施設に省エネ型照明機器を導入する。
- ・公共施設を省エネ建築とする。
- ・公共施設の環境負荷の低減に関する設計基準を設定する。

### ⑥その他

- ・エレベーター、照明スイッチの場所に省エネステッカーを表示する。
- ・省エネタイプの自動販売機の設置、省エネ運転を依頼する。
- ・電力平準化のため、深夜電力を活用する。
- ・壁面緑化の導入を努める。
- ・クールビズ、ウォームビズを実施する。
- ・ノー残業デーを徹底する。(毎週水曜日・19日(育児の日))
- ・ノー残業週間を設定する。

## (2) 燃料(灯油・A重油・LPG)の使用

- ・各部屋で管理の場合、燃料使用の空調設備の設定温度を控えめにする。  
(設定温度を冷房時28℃、暖房時20℃)
- ・ブラインド、カーテンの利用、工夫、調整に心掛ける。(開口部断熱)
- ・使用燃料は、灯油・LPG等環境負荷のより少ないものへと転換を図る。

## (3) 水の使用

- ・手洗いなどの際は、必要な時だけ出す。
- ・トイレの流水量は、適切な量にセットする。
- ・蛇口に節水コマを取り付ける。

- ・水の流し放しを防ぐため、自動水栓を導入する。
- ・公用車の洗車時の節水に努める。
- ・下水処理水の再利用を検討する。
- ・雨水の貯留タンクや雨水利用設備を導入する。
- ・設備の水漏れ点検を定期的に行う。

#### **(4) 公用車の使用**

##### **①エコドライブ**

- ・不要なアイドリングは行わないように徹底する。
- ・ふんわりアクセルでやさしい発進を行う。  
(約5秒で20km/hになるように)
- ・エンジンをつけたらすぐ出発など暖気運転は適切に行う。
- ・急発進、急加速や空ふかしは行わない。
- ・早目のアクセルオフ、エンジnbr레이크を使用する。
- ・エアコンの使用を控えめにする。
- ・不要な荷物は降ろして走る。
- ・使用前に空気圧の点検を行う。

##### **②使用の削減**

- ・業務人数に適切な公用車両の選択を行う。
- ・利用可能な距離、時間帯においては、公共交通機関を利用する。
- ・出県時などには、積極的に公共交通機関を利用する。
- ・部課にとらわれず、相乗りを行う。
- ・近距離(2km以内)の業務においては、極力自転車を使用する。

##### **③その他**

- ・定期的な点検、整備を行う。
- ・更新の際は、ハイブリッド自動車など低公害車を順次導入する。

#### **(5) 紙類の使用**

##### **①資料や事務手続きの簡素化**

- ・会議資料の簡素化、縮小化を徹底する。
- ・事務手続きの簡素化を進め、文書量を削減する。
- ・資料の個人保存をなくし、共通文書ファイルの活用を徹底する。
- ・軽易な文書のファックスは、送信票を省略する。
- ・再生紙の使用を徹底する。
- ・会議などでの封筒は、希望者のみ配布する。

##### **②コピー機の適正使用**

- ・コピー機の機能を確認の上、ミスコピーの削減を図る。
- ・両面使用と内部資料の裏面利用を徹底する。

### ③プリンター用紙使用の削減

- ・メールの有効利用によりコピー用紙の使用を削減する。
- ・印刷前に、印刷プレビュー機能を用いて、ミスの有無をチェックする。

### (6) グリーン商品の購入

- ・用紙類や印刷物については、リサイクルしにくい特殊コーティングされていないものを購入する。
- ・各種印刷物発注の際には、再生紙の利用を伝達する。
- ・伝票、届出様式などの印刷物は、年間使用量を的確に把握し適切な管理をする。
- ・低酸素な製品【グリーン商品（エコマーク、グリーンマーク等の環境負荷の少ないもの）】を購入する。
- ・詰め替えなどが可能で継続して使用できる商品を購入する。
- ・過剰包装されていない商品を購入する。

### (7) ごみの減量

- ・備品の再使用、修繕による再利用に努め、資源ごみ、不用紙の分別を徹底する
- ・建築副産物及びその他再生材の利用促進を図り、建設廃棄物の適正処理を徹底する。
- ・イベント配布物には、再生物を使用した製品やリサイクル可能な製品を選択するようにし、配布数についても十分検討する。

### (8) その他環境法令等を順守し、環境の保全に取り組む

#### 3-4 E C Oプランに係る決裁文書の保存期間

E C Oプランは、最新版である限り、永久に保存する。ただし、改廃後の旧 E C Oプランは、3年間保存することとする。

また、環境目的及び目標の達成状況等は『白山市文書管理規程』に基づくものとする。

## 4 点検 (C・・・Check)

本市は、環境方針、環境目的及び目標及びE C Oプランの適合性を検証する。

### (1) 報告、データの集計

- ①環境推進員は、『環境目的・目標』及び『エネルギー使用量集計表』を環境管理事務局に提出する。

②環境管理事務局は、提出された『環境目的・目標』及び『エネルギー使用量集計表』を取りまとめ、省エネ法対象分は中部経済産業局、E C Oプラン対象分は環境管理責任者に報告する。

## 5 E C Oプランの見直し (A・・・Action)

環境管理総括者は、E C Oプランが、引き続き適切であるために、自ら見直しを行い、継続的に改善を行う。

### (1) E C Oプランの見直しを行うための情報

環境管理責任者は、環境管理総括者に対し、E C Oプランの見直しに必要な情報を提供し、改善のための提案を行う。

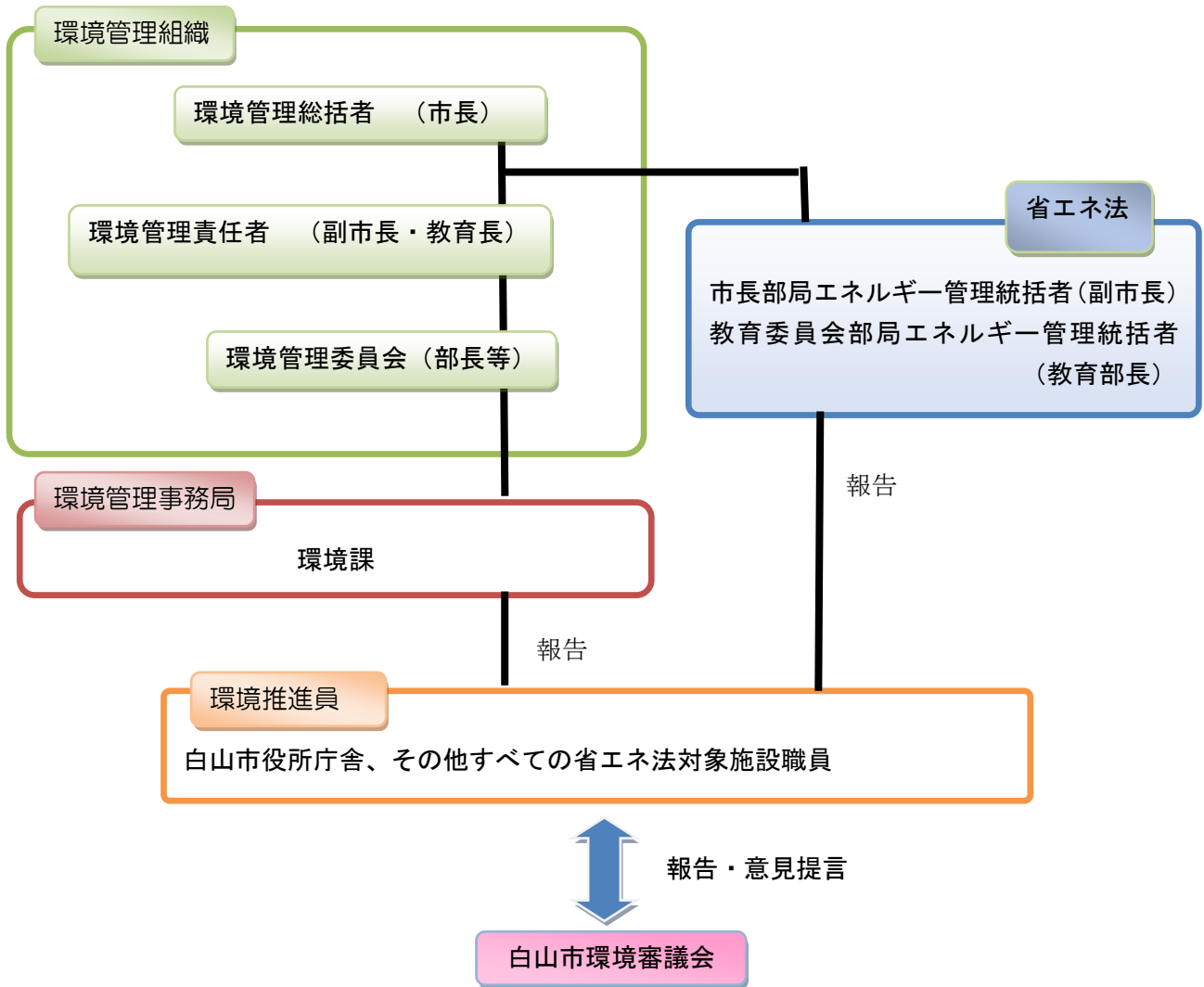
### (2) E C Oプランの見直しを行う事項

環境管理総括者は、提供された情報や提案を基に、継続的改善の観点からE C Oプランを見直す。

## 6 改訂履歴

改版	内容	策定(改訂)日
1	策定	平成23年10月25日
2	改訂	平成28年10月24日

◆環境組織図



◆推進業務スケジュール

1	環境目的・目標の提出	各課	5月
2	省エネ法に基づくエネルギー使用量報告 事務事業での温室効果ガス削減報告	各課	5月
3	職員研修の実施	全職員	10月